

## 東浦町高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク運営委員会設置要綱

### (設置)

第1条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に基づき、保健、医療、福祉等の関係機関が高齢者虐待及び障害者虐待の早期発見及び対応並びに発生防止の体制づくりを行うため、東浦町高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 高齢者虐待及び障害者虐待の防止及び早期発見を円滑に実施するための関係機関とのネットワークの形成に関すること。
- (2) 高齢者虐待及び障害者虐待に関する事例検討、実態把握及び情報収集に関すること。
- (3) 被虐待者の発見から支援に至るシステムの構築及び実践に関すること。
- (4) 高齢者虐待及び障害者虐待に関する理解を深めるための啓発活動に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、高齢者虐待及び障害者虐待の防止に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が依頼する。

- (1) 医師
- (2) 弁護士
- (3) 医療機関の職員
- (4) 福祉施設の職員
- (5) 民生委員
- (6) 警察官
- (7) 保健関係機関の職員
- (8) 福祉関係機関の職員
- (9) 前各号に掲げる者のほか、町長が適当と認めるもの

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名

する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて町長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、第2条に掲げる所掌事務のうち専門的な事項について意見を述べるため、高齢者・障がい者虐待対応モニタリング会議（以下「モニタリング会議」という。）を設置する。

(モニタリング会議)

第7条 モニタリング会議は、支援活動を行っている実務担当者の知識及び経験を被虐待者及びその養護者等の支援等に反映させるために、次の各号に掲げる事項について意見を述べるものとする。

(1) 高齢者虐待及び障害者虐待に関する情報交換に関すること。

(2) 高齢者虐待及び障害者虐待の実態把握に関すること。

(3) 東浦町の高齢者虐待及び障害者虐待の事例の対応及びその方針に関すること。

(4) 高齢者虐待及び障害者虐待の早期発見及び防止対策を推進するための啓発活動に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、モニタリング会議の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 モニタリング会議は、次に掲げる者のうちから構成する。

(1) 医師

(2) 弁護士

(3) 保健関係機関の職員

(4) 前各号に掲げる者のほか、町長が適当と認めるもの

3 モニタリング会議に座長及び副座長を置く。

4 座長及び副座長は町長が指名する。

5 モニタリング会議は、委員会が必要と認める場合に開催するものとする。

6 副座長は、座長を補佐し、座長に事故のあるとき又は座長が欠けたときは、座長の職務を代理する。

(関係者の出席)

第8条 委員会、モニタリング会議（以下これらを「委員会等」という。）は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(秘密の保持)

第9条 委員会等の構成員及び前条の規定により委員会等に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。